

売春対策の最近の状況

昭和46年5月

売春対策審議会



目

次

第1章 売春関係事犯の状況	1 頁
第1節 売春関係事犯の取締り	1 頁
第2節 売春関係事犯の検察	4 頁
第3節 売春関係事犯の裁判	9 頁
第2章 婦人保護及び補導等の状況	15 頁
第1節 婦人保護業務	15 頁
第2節 婦人問題相談業務	19 頁
第3節 婦人補導院	20 頁
第4節 保護観察	27 頁
第5節 純潔教育	30 頁
第3章 性病及び麻薬対策の状況	32 頁
第1節 性病の現状	32 頁
第2節 最近の麻薬犯罪	35 頁
第4章 沖縄における売春対策の現況	36 頁
附 売春対策年表	37 頁

第 1 章 売春関係事犯の状況

第 1 節 売春事犯の取締り

1. 取締り方針 警察の売春関係事犯に対する取締り方針は

- ・ 婦女を管理して売春を行なわせる事犯
- ・ 暴力団の介入する事犯
- ・ いわゆる赤線地区復活の印象を与えるような形態の事犯
- ・ 少年を被害者とする事犯

等悪質な売春助長事犯を重点として積極的に推進しており、今後もこの方針で取締りの強化を図っていく考えである。

2. 検挙状況 最近3年間における売春関係事犯の検挙状況をみると毎年若干の減少を示している。昨年の検挙数は8,771件, 7,255人であり, 前年に比較して件数で855件(8.9%)人員で667人(8.4%)の減少である。

これは取締りの強化によって、公然と行なわれる売春関係事犯が減少するとともに犯行の手口が巧妙化, 潜在化したことから発見が困難になったこと。また, 暴力団の介入する組織的広域的な事犯の解明に多くの労力と日時を要するようになったこと等の事由によるものであって, 売春事犯そのものが減少したとは考えられない。(第1表参照)

第 1 表 売春関係事犯検挙状況

区 分		昭和43年		昭和44年		昭和45年	
		件数人員	構成比	件数人員	構成比	件数人員	構成比
総 数	件 数	12,558	100	9,626	100	8,771	100
	人 員	10,443	100	7,924	100	7,255	100
勧 誘	件 数	5,974	47.5	4,291	44.6	4,057	46.3
	人 員	5,980	57.2	4,291	54.2	4,046	55.8
周 旋	件 数	2,444	19.4	2,339	24.9	2,204	25.1
	人 員	1,444	13.8	1,420	17.9	1,251	17.2
周旋を除く 助長事犯	件 数	4,140	33.1	2,936	30.5	2,510	28.6
	人 員	3,019	29.0	2,213	27.9	1,958	27.0

3 職業別の状況 周旋（ボン引など），管理売春等の被疑者も197人の職業別状況をみると，無職（暴力団構成員など）が1,199人（37.5%）で最も多く，次いで旅館業661人（20.6%），その他（運転手など）598人（18.7%），トルコ風呂，ガイドクラブ等217人（6.8%）となっている。前年に比較すると，料理屋等の風俗営業は減少しているが，芸妓置屋の41人（38.7%）増，トルコ風呂，ガイドクラブ等の36人（19.9%）増が目立っている。（第2表参照）

第2表 送致被疑者の職業別状況

区 分		昭和43年		昭和44年		昭和45年	
		人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
接客業	風 俗 営 業	456	11	220	6.6	193	6.0
	旅 館 業	833	20	697	19.7	661	20.7
	飲 食 店 営 業	390	9.2	173	4.8	182	5.7
	芸 妓 置 場	112	3	106	2.9	142	4.6
	ガイドクラブトルコ風呂	221	5	181	5.1	217	6.8
小 計		2,012	48.2	1,377	39.1	1,400	43.8
そ の 他		780	17.8	704	19.9	598	18.7
無 職		1,469	34	1,453	41.0	1,199	37.5
総 数		4,261	100	3,534	100	3,197	100

4 暴力団構成員の送致状況 売春関係事犯に介入した暴力団構成員の送致状況は619人（10.3%）で，前年より4.7%増加した。これは，暴力団対策を一層強化したことによるものとみられる。態様別では，人身売買事犯172人（27.8%）が最も多く，次いで周旋（ボン引など），売春業等となっており依然悪質事犯に介入が多いことを示している。（第3表参照）

第3表 暴力団構成員の送致状況

年 別 区 分		昭和43年		昭和44年		昭和45年	
		人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
周	旋	267	29.3	185	27.9	162	26.2
売	春 契 約	51	5.6	26	4.4	25	4.0
売	春 業	146	16.0	130	22.0	103	16.6
人	身 売 買	179	19.7	124	21.0	172	27.8
そ	の 他	267	29.4	146	24.7	157	25.4
総	数	910	100	591	100	619	100

- 5 再犯者の状況 被疑者中に占める再犯者は、3,068人で、総数の42%を占めており、前年より僅かながら増加している。態様別では、勧誘事犯が過半数を占め次いで周旋、場所提供となっている。これは売春婦やボン引に常習者が多いことを示している。（第4表参照）

第4表 再犯者の状況

年 別 区 分		昭和43年		昭和44年		昭和45年	
		人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
勸	誘	2,661	67.4	2,027	64.1	2,031	66.2
周	旋	617	15.6	562	17.8	558	18.2
売	春 契 約	91	2.3	78	2.4	55	1.8
場	所 提 供	228	5.7	164	5.2	164	5.3
売	春 業	222	5.6	188	5.9	137	4.5
そ	の 他	132	3.3	145	4.6	123	4.0
総	人 員	3,951	100	3,164	100	3,068	100

- 6 要保護女子の取扱状況 要保護女子として取扱った者は6,740人で、被害者であったものが53.1%、被疑者であるものが46.9%となっている。要保護女子の総数は逐年減少している。（第5表参照）

第5表 要保護女子の取扱状況

区 分	年 別	昭和43年		昭和44年		昭和45年	
		人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
被 疑 者	少 年	283	2.6	155	2.2	114	1.7
	成 人	4,066	43.6	3,160	44.4	3,044	45.2
被 害 者	少 年	781	8.4	561	7.9	555	8.2
	成 人	4,235	45.4	3,230	45.5	3,027	44.9
総 人 員		9,320	100	7,106	100	6,740	100

7 主な傾向 検挙事例からみた主な傾向は次のとおりである。

- 。 暴力団の介入する組織的、広域的な悪質事犯が増加している。
- 。 売春の形態が芸妓売春，トルコ売春，バンマ売春，モーテル売春等依然として多様化している。
- 。 売春の手口としては，セット制，ドリンク制，通勤制売春等がみられるが，取締りの強化にともなって功妙となっている。

第2節 売春関係事犯の検察

1 売春事犯の動向

(1) 概 況

最近3カ年における売春防止法違反事件の動向を概観すると第6表のとおりで、全国検察庁における受理人員は年間約6,500人前後であるが昭和45年は、前年に比較して6,644人（約10.2%）減の5,823人（となっている。売春事犯の総受理人員においては、近年減少の傾向を示してはいるが、売春事犯の特殊性（手段、方法の密行・巧妙性）などを勘案すると、なお相当数の事犯が潜在しているものと思われ、右のような受理人員の減少をもって直ちにこの種事犯が減少しているものとは、即断できないものがある。

(2) 罪種別動向

ア 勧誘事犯（第5条違反）

この種事犯は、法施行当時から違反総数の大半（約70%前後）を占めていたが、近年は著しい減少傾向を示しており、昭和45年は違反総数の55.2%にあたる3,215人（前年に比較し1,633人の減）

を受理したのにとどまる（第6表参照）。なお、この種事犯の特徴としては、常習化、累犯化の傾向があることを指摘することができる。たとえば昭和45年における検挙人員のうち50.1%が再犯者である。

第6表 売習事犯通常受理人員調

罪 名 年 次	昭和43年	昭和44年	昭和45年
総 合 計	(100%) 7,893	(100%) 6,487	(100%) 5,823
勸 誘 等 (5条)	(54.6) 4,312	(52.1) 3,378	(55.2) 3,215
助長事犯計(6-13条)	(45.4) 3,581	(47.9) 3,109	(44.8) 2,608
周 せ ん 等 (6条)	(18.1) 1,429	(22.4) 1,451	(21.5) 1,253
売春をさせる契約(10条)	(3.4) 271	(3.7) 237	(2.9) 168
場 所 提 供 (11条)	(12.4) 978	(12.7) 825	(13.7) 796
売春をさせる業(12条)	(10.8) 852	(8.4) 542	(5.8) 335
その他(7.8.9.13条)	(0.6) 51	(0.8) 54	(1.0) 56

注 ()の数字は総数に対する比率(%)を示す。

1 助長事犯(第6条から13条までの違反)

この種事犯は、近年若干減少の傾向を示しているものの、違反総数における比率は、逆に45%前後を占めるに至っており、昭和45年には2,608人(前年に比較して501人減)を受理している。この種事犯の特徴としては、従来から指摘されているように、暴力団と密接な関係のもとに行なわれていることや、法を潜脱するため、その手段、方法がますます巧妙化していることを指摘することができる。これに対しては、関係当局としてもとくに意を用い、この種事犯の捜査処理に万全を期しているところである。

つぎに、助長事犯を罪種別にみると、第10条違反(売春をさせる契約)および第11条違反(場所の提供)はほぼ横ばいないしは若干減少傾向にあり、昭和45年にはそれぞれ、168人、796人を受理しているが、第6条違反(周旋等)は前年に比較して198人減の1,253人、第12条違反(売春をさせる業)は207人減の335人を受理したのにとどまる。

(3) 処理状況

検察庁における売春事犯の処理状況は、第7及び8表のとおりで、起訴率は例年約65%前後を示している。第5条違反者（勧誘事犯）については、法施行当時と比較し、起訴率はかなりの高率を示し、昭和45年は56.1%（公判請求率24.2%）となっているが、これは、前述のように累犯者が多いことによるものと推測される。

第7表 売春事犯処理人員調

区分	年次	昭和43年	昭和44年	昭和45年
起訴	公判請求	2,239	1,658	1,164
	略式命令請求	2,728	2,422	2,643
	計	4,967	4,080	3,807
不起訴	猶予	2,489	1,958	1,818
	その他	170	128	128
	計	2,659	2,086	1,946
起訴率(%)		(45.1) 65.1	(40.6) 66.2	(30.6) 66.2

注 ()内は公判請求率(%)を示す。

第8表 勧誘・助長事犯別起訴状況調

区分	年次	昭和43年	昭和44年	昭和45年
勧誘事犯	起訴人員	(55.9) 2,346	(57.8) 1,862	(56.1) 1,760
	公判請求人員	(33.5) 785	(32.2) 600	(24.2) 429
助長事犯	起訴人員	(76.4) 2,621	(75.4) 2,218	(78.2) 2,047
	公判請求人員	(55.5) 1,454	(47.7) 1,058	(35.9) 735
周旋等	起訴人員	(80.1) 1,050	(79.5) 1,073	(86.0) 1,095
	公判請求人員	(31.6) 332	(24.8) 266	(18.4) 202
売春をさせる契約	起訴人員	(88.8) 251	(93.6) 218	(87.7) 142
	公判請求人員	(85.7) 198	(78.0) 170	(61.3) 87
場所提供	起訴人員	(69.1) 683	(66.0) 519	(67.8) 547
	公判請求人員	(42.3) 289	(43.2) 224	(36.7) 201
管理売春	起訴人員	(76.9) 637	(73.6) 388	(71.5) 228
	公判請求人員	(97.3) 620	(98.7) 383	(96.9) 221

注 ()内の数は起訴率，公判請求率(%)を示す。

助長事犯についてみると、第8表のとおりで、起訴率は例年77%前後と高率を示しており（ちなみに、昭和45年の刑法犯は65.5%、道交事件を除いた特別法犯は57.3%である。）、法の趣旨に沿った厳重な処分が行なわれているといえよう。

(4) 第1審裁判結果

売春事犯の通常第1審裁判結果は、第9及び10表のとおりで、受理人員の減少に伴い、言渡人員も逐年減少している。昭和45年は第5条違反者（勧誘事犯）に対する言渡総数は417人で、うち387名に対して懲役刑の言渡しが行なわれ、そのうち実刑は95人（25.1%）である。補導処分の言渡しは懲役刑言渡総数の10.8%にあたる41人とどまっている。

次に、おもな助長事犯についてみると、言渡総数では、第6条違反（周旋等）、第12条違反（売春をさせる業）が逐年著しい減少傾向にあるのに対して第11条違反（場所の提供）はほぼ横ばいないし若干減少傾向を示している。実刑言渡率はやや減少の傾向にある。

第9表 勧誘事犯（第5条）通常第1審裁判結果

区分 \ 年度	昭和43年	昭和44年	昭和45年
言 渡 総 数	805	578	417
懲 役 総 数	717	528	387
実 刑	(28.6) 205	(27.5) 145	(25.1) 95
補 導 処 分	(17.6) 126	(14.4) 76	(10.8) 41
懲役総数中の 執行割合(%)	71.4	72.5	77.5
罰 金	89	57	38

注 ()内の数字は懲役言渡総数に対する比率である。

第 10 表 主要助長事犯通常第 1 審裁判

結果

区分	年次	昭和43年	昭和44年	昭和45年
周旋等	言渡総数	395	284	203
	懲役総数	359	238	168
	実刑	(46.5) 167	(33.6) 80	(43.5) 73
	罰金	35	57	34
場所の提供	言渡総数	238	228	195
	懲役総数	228	212	152
	実刑	(7.5) 17	(9.0) 19	(7.9) 12
	罰金	8	15	43
売春をさせ	言渡総数	569	432	215
	懲役総数	565	425	204
	実刑	(19.5) 110	(13.2) 56	(26.0) 53
	罰金	3	3	3

注 実刑欄の()内の数字は執行猶予率である。

(5) 更生保護相談室の運用状況

法第5条違反(勧誘事犯)の罰を犯した婦女子について検察庁における更生保護相談室(22カ所)で行なった保護措置の状況は、第11表のとおりである。そのおもな内容と昭和45年についてみると、社会資源へのあつ旋がもっとも多く4,88人(27.8%)、次いで更生指導が354人(20.1%)、性病治療のための入院が349人(19.9%)、婦人保護施設等への入所入寮指導が184人(10.5%)となっている。

第11表 更生保護相談室において保護措置をした人員
検察官の指示によるもの

区分	年次	昭和43年	昭和44年	昭和45年
受理人員		2,346	1,784	1,549
婦住指導		124	53	118
入所入寮指導		641	359	184
更生指導		526	365	354
社会資源		555	452	488
入院		326	315	349
保護措置不能		8	17	44
その他		42	27	6
保護措置不要		440	316	214

第3節 売春関係事件の裁判

1 第一審における売春防止法違反事件

最近5年間の第一審における売春防止法違反事件の裁判の動向について概観すると、第12表にみられるごとく、公判手続によって処理された人員、略式手続によって処理された人員ともに漸減の傾向にある。この処理人員を罰条別にみると、昭和44年においても、法5条違反（売春の勧誘等）が圧倒的に多く約50%を占め、以下法6条違反（売春の周旋等）、法11条違反（売春の場所提供）、法12条違反（管理売春）の順となっている。

売春防止法違反事件の約50%を占める法5条違反の量刑についてみると、第13表のとおりであり、昭和41年以降、罰金刑の比率がわずかず上昇していること（昭和41年、罰金68.0%、懲役32.0%、同42年、罰金68.8%、懲役31.2%、同43年罰金71.3%懲役28.7%、同44年罰金75.9%、懲役24.1%）がうかがわれる。また、懲役のうち実刑を言渡された者の割合については第14表のとおりで、例年30%弱となってみり、ほとんど変化はみられない。

つぎに、法5条違反によって懲役刑の執行を猶予された者に対してどの程度補導処分、保護観察等が活用されているかを第15表でみると、補導処分の言渡しは漸減傾向にあることがうかがえる。その原因は明らかではないが、法5条違反事件の処理件数が逐年減少していること、法5条違反としては、むしろ罰金相当事犯が増加してきていること（昭和41年から44年までの罰金刑の占める割合は68%、68.8%、71.3%、75.9%と増加している。）がその一因となっていると考えられる。

(第12表) 売春防止法違反事件(第一審)年度別
公判略式別・罰条別処理人員表

年 度	罰 条 ・ 略 式	5 条 (勸 誘 等)	6 条 (周 旋 等)	7 条 (困惑等による売春)	8 条 (対償の収受等)	9 条 (前 貸 等)	10 条 (売春をさせる契約)	11 条 (場所の提供)	12 条 (売春をさせる業)	13 条 (資金等の提供)	そ の 他	計
40年	公判	1,162	386	5	4		45	217	507	6	9	2,341
	略式	2,744	693	38	1		20	290				3,786
41年	公判	1,179	369	6			54	241	496	12	7	2,364
	略式	1,820	679	20		1	36	271	10	1		2,838
42年	公判	805	286	3			78	186	507	15	7	1,887
	略式	1,408	742	9	1	1	27	258	6	2		2,454
43年	公判	661	238			2	92	260	546	23	3	1,825
	略式	1,336	736	4		6	30	275	9	1		2,397
44年	公判	480	180		2		78	206	298	5	2	1,251
	略式	1,286	732	26	1	5	35	248				2,369
計	公判	4,287	1,459	14	6	2	347	1,110	2,354	61	28	9,668
	略式	8,594	3,582	97	3	13	148	1,378	25	4		13,844

(注) 年度は、その年の4月1日から翌年3月31日までをいう。以下についても同じ。

(第13表) 年度別・科刑別処理人員表(5条関係)

科 刑 年 度	罰 金							懲 役					そ の 他	総 計
	五千円未満	五千円以上	一万円以上	二万円以上	三万円以上	五万円以上	十万円以上	小 計	三月未満	三月以上	六月以上	一年以上		
4 0 年	546	1,587	783	39	23		2,978	(7) 14	(151) 544	(88) 368	(1) 2	(247) 828		3,906
4 1 年	339	1,132	510	40	17	1	2,039	(17) 33	(169) 577	(81) 345	(4) 5	(271) 960		2,999
4 2 年	186	826	493	12	5		1,522	(3) 12	(129) 441	(71) 237	1	(203) 691		2,213
4 3 年	165	751	492	8	8		1,424	(3) 6	(101) 379	(54) 185	(2) 3	(160) 573		1,997
4 4 年	142	699	476	12	11		1,340	(3) 5	(71) 264	(50) 153	(1) 4	(125) 426		1,766
計	1,378	4,995	2,754	111	64	1	9,303	(33) 70	(621) 2,205	(344) 1,288	(8) 15	(4006) 3,578		12,881

(注) 1. 懲役刑と罰金刑とが併科された場合は、懲役刑欄のみ計上した。

2. 懲役刑については実刑を()内に内数として示した。

(第14表) 年度別懲役刑の執行猶予率表(5条関係)

年 度	40年	41年	42年	43年	44年	計
懲 役 刑	928	960	691	573	426	3,578
うち 実 刑	247	271	203	160	125	1,006
執行猶予	681	689	488	413	301	2,572
執行猶予率	73.4	71.8	70.6	72.1	70.7	71.9

(第15表) 年度別・売春防止法第5条違反者の執行猶予言渡
処遇別調査表

年度	内訳 執行猶予言渡総数	補導処分	保護観察付	執行猶予のみ
40年	681	235(34.5)	210(30.8)	236(34.7)
41年	689	197(28.6)	229(33.2)	263(38.2)
42年	488	129(26.4)	177(36.3)	182(37.3)
43年	413	100(24.2)	153(37.0)	160(38.8)
44年	301	54(17.9)	106(35.2)	141(46.9)
計	2,572	715(27.8)	875(34.0)	982(38.2)

(注) ()内は執行猶予言渡総数を100とした場合の比率である。

2. 家庭裁判所における売春防止法違反事件

家庭裁判所の少年保護事件についてみると、第16表は、家庭裁判所で取り扱った売春防止法違反事件の少年の年齢層別状況であるが、ここ数年来、総人員は減少の傾向がみられる。年齢層別の比率の推移をみると、減少傾向にあった16歳・17歳のいわゆる中間少年の占める割合は、昭和44年に幾分増加し、また、増加傾向にあった18歳・19歳のいわゆる年長少年の占める割合が、昭和44年には減少していることが注目される。

家庭裁判所の処分結果をみると、第17表のとおりであり、検察官送致(刑事処分相当)、少年院送致が減少する傾向がみられる。

なお、参考までに第18表で、家庭裁判所が取り扱う少年法37条による少年の福祉を害する成人の刑事事件のうち、児童福祉法34条1項6号のいわゆる「児童に淫行をさせる行為」に当たるとして裁判をうけた人員をみると、最近減少の傾向にあり、昭和44年は、42人で前年度にくらべ26人(38.2%)の減少となっている。なお、量刑については、懲役刑の比率が高くなる傾向にあることがうかがわれる。

第16表 売春関係少年保護事件年齢三区分別表

年 度 別	總 數		年 少 年 (14歲・15歲)		中 間 (16歲・17歲)		年 長 少 年 (18歲・19歲)	
	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率
昭和40年	409	100.0%	12	2.9%	146	35.7%	251	61.4%
41年	435	100.0	20	4.6	136	31.3	279	64.1
42年	341	100.0	7	2.1	103	30.2	231	67.7
43年	220	100.0	3	1.4	66	30.0	151	68.6
44年	164	100.0	6	3.7	53	32.3	105	64.0

(注) 本表は「司法統計年報」によるもので、年齢は行為時年齢であり、「移送、回付、併合、年齢超過による検察官送致」等を除いたものである。

第17表 亮春關係少年保護事件終局區分別表

年 度 別	總 數		檢 察 官 送 致				保 護				処 分				不 処 分		移 送 回 付 併 合			
			刑 事 処 分 相 當		年 齡 超 過		總 數		保 護 觀 察		教 護 院 等 送 致		少 年 院 送 致							
	人 員	比 率													人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率
	昭和40年	611	100.0%	21	3.4%	2	0.3%	245	40.1%	149	24.4%	—	—	96	15.7%	73	11.9%	99	16.2%	171
41年	654	100.0	29	4.4	3	0.5	238	36.4	150	22.9	—	—	88	13.5	83	12.7	129	19.7	171	26.1
42年	485	100.0	29	6.0	5	1.0	174	35.9	115	23.7	—	—	59	12.2	65	13.4	99	20.4	142	29.3
43年	354	100.0	9	2.5	1	0.3	135	38.1	96	27.1	—	—	39	11.0	55	15.5	69	19.5	84	23.7
44年	273	100.0	3	1.1	1	0.4	87	31.9	69	25.3	4	0.4	17	6.2	31	11.4	66	24.2	85	31.1

(注) 本表は「司法統計年報」によるものである。「移送・回付・併合」欄の()内は知事・児童相談所長送致で外数である。

(参考)

第18表 児童福祉法第34条1項6号違反事件終局区分別表

— (少年法第37条によ少年の福祉を害する成人の刑事事件) —

年度別	総数		懲役		罰金		無罪		免訴		公訴棄却		その他	
	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率
昭和40年	65	100.0%	51	78.5%	7	10.7%	—	—	—	—	2	3.0%	5	7.7%
41年	67	100.0	53	79.1	8	11.9	—	—	—	—	1	1.5	5	7.5
42年	76	100.0	62	81.6	14	18.4	—	—	—	—	—	—	—	—
43年	68	100.0	56	82.4	7	10.3	—	—	—	—	2	2.9	3	4.4
44年	42	100.0	35	83.3	4	9.5	—	—	—	—	1	2.4	2	4.8

(注) 1 本表は「司法統計年報」によるものである。児童福祉法第34条1項6号とは「児童に淫行をさせる行為」である。

2 「その他」とは、移送・併合等である。

第2章 婦人保護及び補導等の状況

第1節 婦人保護業務

1. 婦人相談所

婦人相談所は、各都道府県に1カ所計46カ所が設置されているが、このうち東京都においては分室を2カ所（立川及び台東）設置している。

婦人相談所の業務は、要保護女子に対する相談、指導、心理学的医学的判定、婦人保護施設への収容保護措置及び社会環境浄化に必要な啓蒙活動等のほか婦人相談所付設の一時収容保護所に要保護女子を収容することなどであるが、最近においては、特に啓蒙活動を重点とし巡回相談を実施するところが多くなっている。

婦人相談所における受付状況は、第19表のとおり微減ないし横ばい傾向にあるが、これを地域別にみると8大都道府県の受付件数が毎年ほぼ全体の半数を占め、大都市に婦人保護事業の必要性が高いことを示している。

第19表 婦人相談所受付状況

年度 区分	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
総 数	16073	17334	19060	17890	18302	18856	19469	17253	17433	15433	15696
8 大 都 府 県	9257	8985	10295	9577	10218	10326	11200	8034	9177	7623	7980
その他の県	6816	8349	8765	8313	8084	8530	8269	9219	8256	7810	7716

(注) 8大都道府県＝東京都・北海道・大阪府・京都府・神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県

2. 婦人相談員

婦人相談員は、福祉事務所駐在等により、地域内の要保護女子の発見及びその相談指導を行なっており、現在第20表のとおり482人が設置されている。

婦人相談員の受付状況をみると表第21表のとおり、昭和42年度までは年々増加していたが、昭和43年度にいたり減少に転じている。こうした傾向は、婦人相談所の受付状況と同じであり、最近における売春態様の変貌の状況を反映して要保護女子の把握が困難化したことによる影響であろうと考えられる。

第20表 婦人相談員設置状況

昭和34年7月末現在		454名
昭和35	〃	456名
昭和36	〃	469名
昭和37	〃	469名
昭和38	〃	475名
昭和39	〃	481名
昭和40	〃	483名
昭和41	〃	488名
昭和42	〃	485名
昭和43	〃	485名
昭和44	〃	481名
昭和45	〃	482名
昭和45年の設置主体別内訳		
〃 都道府県設置(義務設置)		228名
〃 市設置(任意設置)	160市	208名
〃 特別区設置(任意設置)	23区	46名
計		482名

第21表 婦人相談員受付状況

年度 区分	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
総 数	23,175	26,800	31,189	36,381	36,727	40,247	44,701	47,271	47,913	46,544	47,434
8 大 都 道 府 県	11,616	12,866	15,073	19,369	18,299	19,164	21,161	22,878	22,093	21,031	20,831
その他の県	11,559	13,934	16,116	17,012	18,428	21,083	23,540	24,393	25,820	25,513	26,603

(注) 8 大 都 道 府 県 = 東京都・北海道・大阪府・京都府・神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県

3. 婦人保護施設

婦人保護施設は、昭和45年度末現在61施設が設置されており、その収容定員は2,186名である。施設の設置及び経営主体別内訳は、第22表の

とおりである。なお、同表の法人等設置・同経営の15施設のうちには、婦人保護長期収容施設「かに丸婦人の村」（定員100人、千葉県館山市所在）が含まれており、知能程度の低い要保護女子の収容保護に当っている。

これら施設においては、収容者に対し、その社会復帰を図るために、和洋裁、編物等の職業訓練及び茶道、華道等の教養修得を通じての生活指導を行なっている。

第22表 婦人保護施設設置状況

昭和34年度末現在	66施設
昭和35年度	66 〃
昭和36年度	66 〃
昭和37年度	65 〃
昭和38年度	65 〃
昭和39年度	64 〃
昭和40年度	64 〃
昭和41年度	64 〃
昭和42年度	64 〃
昭和43年度	63 〃
昭和44年度	61 〃
昭和45年度	61 〃
昭和45年度の設置・経営主体別内訳	
都道府県設置・同経営	32施設
都道府県設置・法人等経営	12 〃
法人等設置・同経営	15 〃
市設置・同経営	2 〃
計	61 〃

4. 婦人保護事業の問題点

(1) 売春態様の変化

最近における売春の実態は、巧妙化、潜在化が顕著であるといわれている。このことは、第19表及び第21表でみたように要保護女子の把握が困難とな

つている状況からもうかがえることであるが、さらに第23表のとおり婦人相談所において取り扱った要保護女子の転落の動機について各年別に比較してみると、最近において転落婦女子の態様が相対的な意味において変貌していることを指摘できる。すなわち、貧困等の経済的理由により転落した婦女子は、昭和39年度には41.2%であつたものが、年々減少し、44年度には31.6%となつたのに対し、好奇心等の本人自身の理由により転落したものは、前者と全く逆に昭和39年度に28.2%であつたものが、44年度には40.3%に増加している。このような傾向は、最近の社会的風潮と無関係ではなく、また、売春の態様の変化を示すものであると考えられる。

婦人保護事業においては、早くから転落の未然防止策に重点をおいて事業推進を図つて来たが、今後においては、前述のと通りの要保護女子の態様の変貌に対応した転落防止等の対策を講じて行くことが必要であろうと考えられる。

第23表 婦人相談所における売春歴有無別、

転落の動機別取扱状況

区 分		39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度
総 数 (A+B)		23,126	25,830	21,373	17,433	15,433	16,135
売春歴無 (A)		13,515	15,037	14,119	11,103	9,469	10,173
売春歴有 (B=C+D+E+F+G)		9,611 (100.0)	10,793 (100.0)	7,254 (100.0)	6,332 (100.0)	5,964 (100.0)	5,962 (100.0)
売 の 春 歴 有 の 者 機 の 転 落 別	経済的理由 (C)	3,956 (41.2)	4,797 (44.4)	2,671 (36.8)	2,116 (33.4)	1,796 (30.2)	1,885 (31.6)
	家庭的理由 (D)	2,134 (22.2)	1,477 (13.7)	1,172 (16.2)	1,137 (18.0)	768 (12.9)	1,141 (19.1)
	強 要 (E)	590 (6.1)	250 (2.3)	372 (5.1)	299 (4.7)	341 (5.7)	284 (4.8)
	本人自身 (F)	2,710 (28.2)	3,341 (31.0)	2,504 (34.5)	2,589 (40.9)	2,473 (41.5)	2,400 (40.3)
	そ の 他 (G)	221 (2.3)	928 (8.6)	535 (7.4)	191 (3.0)	586 (9.7)	252 (4.2)

(注) 経済的理由＝生活苦、子女養育、家族の病気、送金、借金返済等
金銭にかかるもの

家庭的理由＝家庭における不和、不遇等家庭環境にかかるもの

強 要＝親、夫、雇主等の強要によるもの

本人自身＝自暴自棄、好奇心、虚栄心、誘惑、怠だ等本人自身の
性格等にかかるもの

そ の 他＝上記分類に該当しないその他の理由

(2) 要保護女子の知能程度の低下傾向

婦人保護事業において取扱つた要保護女子の知能指数（I・Q）は、年々低下する傾向にある。たとえば、婦人保護施設収容者の知能指数についてみると、第24表のとおり、IQ70未満の者が年々増加し、現在は、施設収容者の半数がIQ70未満の低知能者で占められている。このような低知能者の増加傾向は、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設関係職員の相談・指導業務を一層困難なものとしている。また、施設に収容された者は、社会復帰が困難であることから長期にわたり施設に在寮する者の割合が年々増加する傾向にある。

第24表 婦人保護施設収容者の知能程度

（各年5月1日現在）

区 分	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年
総 数	1,130 (100.0)	1,011 (100.0)	1,130 (100.0)	1,110 (100.0)	1,079 (100.0)	1,077 (100.0)	1,114 (100.0)
IQ70未満	461 (40.9)	449 (44.4)	512 (45.3)	536 (48.4)	569 (52.7)	600 (55.7)	604 (54.2)
IQ70以上	669 (59.1)	562 (55.6)	618 (54.7)	574 (51.6)	510 (47.3)	477 (44.3)	510 (45.8)

(注) 知能指数不明者を除く。

第2節 婦人問題相談業務

1. 婦人問題相談業務

労働省婦人少年局では、売春問題をはじめとする各般の婦人問題に関する相談に応じ指導援助を行なうとともに、当面している問題について必要な措置を講じ、他の関係機関と密接な連絡を保ちながら問題の解決をはかっている。この相談業務には婦人少年室職員があたるほか、婦人少年室に駐在して相談業務を援助する目的で配置された婦人少年室婦人問題相談員ならびに民間にあつて

婦人少年行政に協力する目的で配置された婦人少年室協助力員があたつてゐる。

昭和31年、売春防止法の成立当時は、全国の売春業者の転廃業および、おびただしい数の赤線地域の従業婦の保護更生問題の解決のため、婦人問題相談員、婦人少年室協助力員はめざましい活動を行なつた。その後政府の施設も次々に整備され従業婦の更生問題も次第に落ちつくに従い、相談の内容も広く一般婦人問題に比重が移つてきており、その内容は、家庭内の人間関係、子供の問題、家庭経済の問題、就職先の問題等、多種多様である。

2. 売春防止に関する啓発活動

婦人の人権の軽視あるいは売春を是認するような考え方等社会の通念や慣習の中の売春誘発の要因を排除して売春を未然に防止するために、労働省婦人少年局では早くから広く各層に対する啓発活動を実施してきており、昭和27年以降は一定期間を設けて「売春防止特別活動」を関係機関、民間団体等各層の協力のもとに全国的に展開した。昭和31年の法制定以前には、売春問題についての旧弊を打破し法制定の促進をはかることを目標としてきたが、法制定後は法の周知徹底、婦女の転落防止、保護対策の強化、売春の発生源となる環境の浄化等法施行後に残された問題に視点をうつし、売春問題についての正しい考え方のかん養に活動の目標がおかれた。この活動は、売春防止法制定5周年に当つた昭和36年および昭和39年以降においては、総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁の6省庁および民間関係団体の共同主唱による「売春をなくす運動」として展開されている。労働省では、近年は、特に職場ならびに事業附属寄宿舎における生活指導等、年少婦女の転落防止に重点を置いて活動を行なつてゐる。

第3節 婦人補導院

1. 設置のいきさつ

昭和31年5月に売春防止法が公布されたときには、同法中に、補導処分に関する規定は設けられていなかった。しかしながら、以前より、売春婦の更生のための措置として、保安処分を採用すべきであるという意見が叫ばれていたもので、とくに参議院の法務委員会では、売春防止法が参議院を通過するに際して、保安処分に関する規定を設けることについて検討するよう付帯決議を行な

つている。

そこで、政府は、具体的な方策に関し売春対策審議会に諮問した。その答申をうけて、売春防止法の一部が改正され、新たに保安処分としての補導処分の制度が設けられた。またそれとともに、婦人補導院法も成立して、婦人補導院が昭和33年5月15日に法務省所管の矯正施設として誕生した。

婦人補導院は、収容のために裁判手続を必要とする点で、厚生省所管のもとに地方公共団体または社会福祉法人が設置する婦人保護施設とはまったく性質を異にしている。

2. 施設の状況

婦人補導院は、全国に3か所、すなわち、東京婦人補導院が東京都八王子市に、大阪婦人補導院が堺市に、福岡婦人補導院が福岡市に置かれている。収容定員は、東京99人、大阪92人、福岡82人計273人である。

ところで、最近の収容人員の減少等にかんがみ、現在、大阪婦人補導院は収容業務を停止している。したがって、職員定員は、東京29人、大阪4人、福岡20人計53人となつている。

3. 収容の状況

(1) 収容人員

開設以来の収容人員の推移をながめると、当初は収容者数は次第に増加し、昭和36年にピークに達したが、その後は収容者数は減少する傾向を示し、とくに昭和42年以降急速に減少している。

第25表 婦人補導院の収容状況

年次	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
新収容人員	96	278	408	396	331	248	248	253	231	150	123	86	49
出院者数	23	159	379	398	352	287	224	253	247	201	132	109	57
1日平均収容人員	42	101	186	197	167	130	117	128	117	89	63	47	29

(2) 在院期間

補導処分の言渡しを受けた売春婦は、婦人補導院に収容されるが、その期間は6カ月とされている。ところが、6カ月では短すぎて補導をじゆうぶんに行

なうことができないから、期間を延長すべきであるという意見が一部にある。それに対して、対象となる婦人の質からみて、期間を延長することによつて、補導の効果をあげ、再犯を防止し、更生を確実にすることができるかどうか疑問視する意見も一部にある。

(3) 在院者の状況

在院者の入院時の年齢は、第26表のとおりであつて、最近5年間の合計では30才～34才の年齢段階の者が最も多く、ついで25才～29才、35才～39才の順となつている。

なお、売春経歴についても、第27表のとおりで長期間の者がかなり多い。

第26表 新収容者の年齢

年令 年次	総 数	20才～ 24才	25才～ 29才	30才～ 34才	35才～ 39才	40才～ 44才	45才～ 49才	50才 以上
41年	231	32	42	54	49	28	11	15
42年	150	21	29	35	25	26	5	9
43年	123	21	26	23	24	15	8	6
44年	86	8	25	16	18	5	11	3
45年	49	3	7	10	12	10	6	1
合 計	639	85	129	138	128	84	41	34

第27表 新収容者の売春経歴年数

年数 年次	総 数	1年以下	5年以下	10年以下	15年以下	20年以下	20年を こる	不 詳
41年	231	14	97	62	38	13	1	6
42年	150	12	69	42	14	8	2	3
43年	123	7	59	35	11	8	3	0
44年	86	7	27	29	12	10	1	0
45年	49	2	14	15	9	8	1	0

婦人補導院の在院者の多くが知能その他の精神面になんらかの欠陥があつたり、または性病等の疾病にかかつているなど**重い負因**を持つている者が多い。たとえば、第28表で、昭和45年の新収容者についてみると、知能指数の限界以下（IQ79以下）の者が80パーセントを占めている。第29表でみると、精神診断において、正常と診断された者はなく、準正常者も全体の半数以下にすぎない。また、第30表でみると、入院時に性病その他の疾病にかかつている者が71パーセントという高い罹患率を示している。

・ 第28表 新収容者の知能指数

年次 \ I Q	総 数	49以下	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80～ 89	90～ 99	100 以上	テスト 不 能
41 年	231	56	37	43	43	33	9	6	4
42 年	150	31	21	33	30	16	9	2	8
43 年	123	18	24	44	17	9	5	1	5
44 年	86	20	19	17	14	5	5	3	3
45 年	49	5	12	11	11		1	6	3

第29表 新収容者の精神診断

年次 \ 種 別	総 数	正 常	準正常	精神病 質傾向	精 神 病 質	精神病	精 神 薄 弱	不 詳
41 年	231	2	122	13	1	2	91	
42 年	150	3	65	6	3		73	
43 年	123	1	59	7	4		51	1
44 年	86	1	42	2	2	3	36	
45 年	49		22	5	1		21	

第30表 新収容者の入院時の疾病

種別 年次	総 数	性 病	その他の傷病	性病およびその他の傷病	な し
44年	86	27	28	10	21
45年	49	7	16	12	14

なお、昭和45年における新収容者の売春の動機は第31表のとおりである。

第31表 新収容者の売春の動機

種別 年次	総 数	家に困つて 家出し生活	生活 苦	誘興 人ま 等の た 勧は味	虚た 栄は 心利 ま欲	だ ま さ れ て	強 い ら れ て	や け に な つ て	特 飲 店 等 に て	不 詳
45年	49	3	19	4	3	1	1	3	1	14

4. 補導目的および内容

婦人補導院では規律正しい院内生活のもとで、在院者を社会生活に適應させるために必要な生活指導および職業補導を行ない、また医療を施している（婦人補導院法第2条第1項）。

在院者が入院すると、おおむね20日間にわたつて、環境調整、身上調査、精神状況の検査および疾病の有無の診断等の分類調査を実施し、この調査に基づいて、それぞれにもつともふさわしい補導の計画をたてて指導を行なっている。

(1) 生活指導

日課による規律正しい生活を基盤として、日常生活の基本的行動様式を指導訓練するとともに、婦人の自由と尊厳の自覚、勤労観の涵養について指導している。家事、保健、その他女子に必要な知識、技能を授け、ラジオ、テレビの視聴、体育、各種のレクリエーション等を通じて健全な社会性を身につけるよう指導している。クラブ活動として、生け花、茶の湯等も実施して情操の陶冶を図っている。

参 考

補 導 日 課 表

午 前	午 後
6.00 起床、整容、洗面 (休日 6.30)	1 2.00～1.00 昼食、休憩 1.00～4.30 職業補導
6.15 朝の挨拶、清掃	2.00～2.30 医療
7.00～7.20 朝 食	4.30～5.00 レクリエーション
7.30～8.20 読書自習	5.00～5.30 タ 食
8.30～8.40 朝礼、体操	5.30～8.30 ラジオ、テレビ、 視聴、身上相談、自己労作、 読書、日記記入、教養集会
8.40～9.20 学科(社会、国語 算数、家庭)	8.50 夜の挨拶、就寝準備
9.30～12.00 職業補導(家事 園芸、洋裁、和裁、手芸等)	9.00 就寝

(注) (1) 洗髪 毎週1回(土)

(2) 入浴 毎週2回(水、土)

(2) 職業補導

家事、園芸、洋裁、和裁、手芸、謄写印刷およびタイプライターの7種目について指導しているが、在院者の多くが職業経験を有していないので、職業補導の重点は技能の習得もさることながら、正常な職業生活に慣れさせ、勤労意欲を高めることにおいている。

なお、補導をうけた者には職業補導賞与金が与えられる。昭和45年度予算では1人当たり6,200円が基準とされている。

(3) 医 療

前述のとおり、在院者の中には心身に障害のある者が非常に多く、それが更生の妨げとなつている場合が少なくないと考えられる。このために、医療は重要な補導の要素となつている。また、保健衛生に関する知識を付与することにつとめており、とくに性病の恐ろしさについてはスライド等を利用して、徹底的に教えている。

第 3 2 表 出院者の入院時の傷病と出院時の状況

年 次	総 数	性 病		そ の 他		な し
		治 中	未 治 中	治 中	未 治 中	
4 1 年	2 4 7	5 6 (1 6)	4 8 (1 1)	1 5	2 3	1 0 5
4 2 年	2 0 1	4 1 (1 3)	3 5 (1 1)	2 5	3 0	7 0
4 3 年	1 3 2	3 3 (1 2)	2 4 (1 1)	1 8	1 9	3 8
4 4 年	1 0 9	2 7 (4)	2 3 (3)	2 0	5	3 4
4 5 年	5 7	1 1 (1 0)	1 3 (4)	1 6	4	1 3

(注) かつこ内の数字は、性病のほかに他の傷病のあつたものを示し、内数である。

(4) 出院の状況

出院後の生活設計については、入院の当初から本人にその心構えをもたせるようにしている。在院者の出院後の生活設計は、第 3 3 表のとおりである。在院者の更生のためには、院内における補導のみではじゅうぶんではなく、帰住地の環境の調整もたいせつであるので、婦人補導院としては、保護観察所と緊密な連絡をとるとともに、各都道府県等の婦人相談所、婦人収容保護施設、婦人相談員、民生委員などによる更生保護援助または職業安定所における職業面の援助を受けられるよう常に配意している。

第 3 3 表 在院者の予定生活手段

年 次	総 数	家事手伝	夫にのものと従で家事	女 中	店 員	家 政 婦	炊事婦 雑役婦	適職 保護施設に就く	保護者と相談する	婦人住し相談とする	入 院 加 療	そ の 他	未 定
4 5 年	5 7	8	1 1	1		1	5	1 0	1 0	6	2	1	2

しかしながら、在院者の更生は、けわしく容易でないものがあり、第34表および第35表に示すとおり、大半が再入院者であり、再犯までの期間が短いものが多い。

婦人補導院を巣立つ婦人たちが一人でも多くなりつばに更生できるよう、社会の方々の暖かい手がさしのべられることが切望されている。

第34表 新収容者の入院回数

昭和45年

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上
49	26	15	4	2	2

第35表 再入院者の再犯期間

昭和45年

総数	前出院後再犯までの期間						
	3月未満	6月未満	1年未満	1年6月未 満	2年未満	3年未満	3年以上
23	5	2	7	2	1	2	4

第4節 保護観察

1. 保護観察

保護観察は、犯罪のあつた者を自由な社会のなかで生活させながら改善更生を図る措置であり、わが国の更生保護制度の中心をなすものである。この制度はかれらの身柄をまつたく拘束せず、社会人として指導するので、社会内処遇とも呼ばれており、これがまた特色となつている。

さらに、保護観察は単に犯罪のあつた者の更生、社会復帰のみにとどまることなく、再犯の防止を通じて、犯罪の予防という役割をにない、社会の安寧と福祉に寄与する重要な働きを持つていることも特徴といえる。

保護観察の実施機関は保護観察所（各都府県に1庁、北海道に4庁）で、ここに配置されている保護観察官と、民間篤志家としての保護司が実際に保護観察の対象となつた者の指導にあたり、綿密な処遇によつて、ひとりでも多く、

更生させようと懸命に努力をつづけている。

2. 対象

売春防止法第5条の罪を犯した女子で、保護観察の対象となる者は次のとおりである。

ア、家庭裁判所の決定により、保護観察に付された者。

イ、地方更生保護委員会の決定により、少年院から仮退院を許された者。

ウ、地方更生保護委員会の決定により、刑務所から仮出獄を許された者。

エ、刑事裁判所の判決により、刑の執行を猶予され、保護観察に付された者。

オ、地方更生保護委員会の決定により、婦人補導院から仮退院を許された者。

以上の種別の保護観察の対象件数の最近5年間の推移は第〔36〕表のとおりである。

昭和43年を境にして、全般に減少の傾向にあり、とくに婦人補導院からの仮退院者が目立つて減っていることがわかる。この理由として、売春防止法第17条（補導処分）により、婦人補導院に収容される者が減少していること、補導期間が6カ月（同法18条）と定められているため、仮退院の決定の諸要件が満たされない場合が多いこと等を指摘できる。

ついで、昭和44年度の件数を年齢別に示すと、第37表のとおりである。

第36表 売春防止法違反女子保護観察対象者新受人員の累年比較

（昭和40年—44年）

種 別 \ 年 別	40年	41年	42年	43年	44年	計
婦人補導院仮退院者	4	6	5	2	2	19
保護観察処分 少年	120	113	104	89	56	482
少年院 仮退院者	48	50	61	52	18	229
仮 出 獄 者	34	52	48	108	32	274
保護観察付執行猶予者	312	364	307	341	234	1,561
計	518	585	525	592	342	2,562

注1. 保護観察統計年報による。

第37表 年齢別売春防止法違反保護観察対象者の状況

(昭和44年)

事件種別 年 齢	保護観察 処分少年	少年院 仮退院者	仮出獄者	保護観察 付予執行 者	婦人補 導退院 者	計
15歳以下	1					1
16歳～17歳	16	1				17
18歳～19歳	39	13		1		53
20歳～22歳		4		8		12
23歳～24歳				8		8
25歳～29歳			4	39	1	44
30歳～39歳			13	94	1	108
40歳～49歳			7	62		69
50歳～59歳			8	17		25
60歳以上				5		5
計	56	18	32	234	2	342

注1 昭和44年保護観察統計年報による。

3. 保護観察における問題点

売春防止法に触れて、保護観察の対象となる者には、さまざまな問題が内包されていて、指導に際し、困難を伴うこともしばしばで、かの女たちの更生をはばむ原因となつていることも事実である。かの女たちにみられる問題のいくつかを列挙すると次のとおりである。

ア、精神的に不安定で、付和雷同性が強く、倫理、道德観念が乏しい。

イ、堅実な仕事を嫌い、水商売を好む。生活態度は利己的、享乐的で、いわゆる「その日ぐらし」の生活を送りがちとなる。

ウ、思春期の頃、家族との不和を起したり、不良との交友を重ねたりして、家庭に落着かなくなり、家出、外泊を反復し、保護者との精神的な絆が

断たれ、保護者の監督を忌避する傾向がある。また、保護者にも、無知や無理解が多く見受けられる。

エ、暴力団と関係し、やくざ連中にもてあそばれた挙句のはて、売春を強要されている場合には、いわゆる「ひも」の手から離しやくざからの離脱を図ることが肝要であるが、多くは、その他の問題がからんでいるので、更生への道は非常にけわしい。

以上、代表的な問題点を取り上げたが、関係者は、これらの複雑多岐にわたる問題の克服に絶えず努力を傾むけ、売春防止法によつて保護観察になつた者の真の更生を念願し、かの女らに対する処遇の充実はもとより、地域住民の啓発にもつとめ、社会全体の環境の改善と浄化に真剣に取り組んでいる。

第5節 純潔教育

1. 学校における性教育

学校における性教育については、小学校、中学校、高等学校のそれぞれの学習指導要領に基づいて、各教科など学校における教育活動の全体を通して指導することとしている。

小学校においては、教科の体育における保健に関する領域と教科以外の保健指導において取り扱われている。すなわち、体育における第5学年、第6学年の保健の学習においては、身体発育に関連して、初歩的な知識として男女差や女子の特性を考慮して指導を行なうこととしており、教科以外の指導においては、発育の加速現象による初潮年齢の早期化に伴い、地域や学校の実態に即して実体的に計画的な指導を行なうようにしている。

中学校においては、第2学年、第3学年の保健体育科の保健分野において、中学校生徒の心身の発達の特徴として、心身の発達の年齢差および男女差、身体的発達、精神的発達、行動の特徴等に関連した指導、心身の発達に影響する遺伝、内分泌、病気、栄養等に関連した指導および精神の健康に関連した指導として性の指導を行なうようにしている。

高等学校においては、第2学年、第3学年の保健体育科の保健において、人体の生理、精神衛生、公衆衛生などの学習のなかで、性教育を考慮し、成熟と男女の性別、月経、妊娠、出産の生理、結婚と健康および性の純潔などを考慮

して指導することとしている。

具体的な内容として人体の生理では、成熟現象について性徴および構造機能などの面から広くとりあげ、精神衛生では、異性との対人関係、青年期の身体的、心理的变化、性の欲求と望ましい適応のしかた、性に関する欲求の不満と適応異常、性病による精神障害などもとりあげることとしている。また、公衆衛生では、母子衛生、家族計画、国民優生などをとりあげ、性病やアルコール中毒等についても指導することとなっている。

なお、昭和46年度から行なわれる小学校の改訂学習指導要領および昭和47年度から行なわれる中学校改訂学習指導要領においては、保健指導としての性に関する指導の充実が図られている。また、中学校においても、保健体育科の保健分野において性に関する内容を明確にし、心身発達における男女差を中心として指導し、学級指導においても性的な発達への適応について具体的に指導することとなっており、現行よりも一層の充実強化が図られることとなる。

2. 社会教育における純潔教育

社会教育における純潔教育は青少年教育および成人教育の場で実施されている。

青少年教育では、青年団が行なう各種の集会、旅行、キャンプ、レクリエーション等における集団活動や集団生活を通じて、男女の特性が自ら理解され、男女のあり方が自ら身につくよう指導されている。より組織的、継続的な学習の機会としては、青年学級、青年教室、結婚教養講座等がある。また成人式の機会に、成人としての男女の交際のあり方、健全な結婚への心構え、性の社会問題等についての講演や討議が行なわれている。

成人教育ではPTA、婦人団体等が行なう純潔教育に関する講座、講演会、リーダー養成のための純潔教育研究集会等で行なわれ、また家庭教育学級、婦人学級等で実施されている。

学習内容としては、性の正しい考え方、純潔の意義、青年の生理と心理、男女の交際、結婚生活への適応、遺伝、家族計画、妊娠と分娩、性病、こどもの純潔教育と家庭、性の芽生えと扱い方、初潮期の指導、結婚の諸条件、性非行などの問題が挙げられる。文部省はこどもの成長発達段階に応じた純潔教育の内容や進め方についての資料・教材を作成している。現在までに純潔教育に関

する教育者、指導者を対象として「性の純潔—美しい青春のために—」、「思春期までのこどもの指導—母親のよい理解のもとに—」、「男性と女性—若い人々のために—」、「性についての正しい考え方、青少年の性に関する問題」等の資料を作成・配布しているが、とくに昭和44年度は文部省企画録音教材として家庭教育シリーズ第10集（こどもの成長と純潔教育）を製作した。この録音教材は家庭において両親がこどもの発達に即し、学校教育や社会環境との関連をも考慮して純潔教育をどうすすめたらよいか、について考える素材を提供するもので、その内容としては純潔教育の考え方、家庭のふんい気と純潔教育、こどもの誕生と両親の祝福、幼児の性への興味、男の子・女の子、からだの発達と変化、異性への関心、思春期の悩み、異性の選択と結婚、社会環境と純潔教育等の問題が取り上げられる。

この録音教材は全国の12,000の家庭教育学級、6学級に対して1セットの割合で無償配布し、広く社会教育の場における学習の効果を高めるよう配慮した。

第3章 性病及び麻薬対策の状況

第1節 性病の現状

1. 概 況

戦後の混乱期にあつた昭和23年の性病届出患者数は梅毒216,617名、りん病219,745名、その他47,460名、総計473,822名に達した。この数字は同年の結核患者363,000名、法定伝染病患者の総数54,000名と比較し、いかに大きなものであつたかがわかる。

その後患者数は年々減少を続け、特に昭和32年の売春防止法の制定以降は、感染機会の減少もあつてか、患者届出数の減少に拍車をかけた観がある。昭和39年には戦後最低の届出数が記録され、梅毒5,326名、りん病4,041名、総性病患者数9,540名となつた。すなわち、昭和23年の50分の1になつたわけである。

ところが、昭和36年より北九州、四国、広島、大阪、神戸等に早期顕症梅

毒が再出現し、中部、東部日本ではこれよりややおくれ、昭和39年以降東京にも増加がみられているという報告が日本皮膚科学会でなされた。届出患者数からみても早期顕症梅毒は、昭和36年884名を最低に、38年1,287名、40年1,490名、43年1,543名と増加傾向に転じている。特に、この早期顕症梅毒の増加は青年層に著しい。総性病患者数も昭和40年以降増加し、昭和44年には梅毒7,767名、りん病9,645名、総計17,641名となり、39年の2倍の数となつた。もちろん、この届出数が性病患者の実態をあらわしているとは必ずしもいえない。

かりに、婚姻時と妊娠時の梅毒血清反応検査の結果が適用できるとみて、その陽性率1%（42年～44年平均値）から全国推計を試みると、梅毒血清反応陽性者は100万人程度と推定される。

第38表 性病患者届出数（り患率は人口10万対）

年次	総 数	梅 毒		り ん 病		軟性下かん		そけいりんば 肉芽しゆ 症	
		患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率
40	10,849	6,001	6.1	4,663	4.7	179	0.2	6	0.0
41	18,071	10,821	10.9	6,951	7.0	288	0.3	11	0.0
42	24,125	11,755	11.7	11,874	11.8	490	0.5	6	0.0
43	18,758	8,848	8.7	9,592	9.5	316	0.3	2	0.0
44	17,641	7,767	7.6	9,645	9.4	226	0.2	3	0.0

第 39 表 病型別梅毒患者数

年 次	総 数	初 期		第 2 期		早期潜伏		後期潜伏		晩 期		先天性		不 明	
		患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %
40	6,001	764	12.7	726	12.1	1,107	18.4	2,236	37.2	593	9.9	567	9.4	8	0.2
41	10,821	1,242	11.5	1,303	12.0	1,852	17.1	3,996	37.0	1,097	10.1	941	8.7	390	3.6
42	11,755	1,005	8.6	1,392	11.8	2,133	18.2	3,912	33.3	1,286	10.9	1,025	8.7	1,002	8.5
43	8,848	622	7.0	921	10.4	1,495	16.9	3,002	33.9	870	9.8	850	9.6	1,088	12.4

第 40 表 若年層の早期梅毒患者数

年 次	全梅毒患 者 数 ①	24才以下 梅毒患者数 ②	② ／ ①	24才以下 初期梅毒患 者 数 ③	③ ／ ②	24才以下 第2期梅毒 患者数 ④	④ ／ ③
40	6,001	1,361	22.7	352	25.9	246	18.1
41	10,821	2,320	21.4	566	24.4	421	18.1
42	11,755	2,430	20.7	407	16.7	397	16.3
43	8,848	1,728	19.5	275	15.9	266	15.4

2. 梅毒血清反応検査

昭和44年中に保健所及び代用性病診療所で実施された婚姻時及び妊娠時の血清反応検査の件数は、それぞれ204,403件、727,335件であり、婚姻者数、妊娠者数に対し、各々10.4%及び37.5%にあたる。

3. 売いん常習容疑者等の健康診断

届出のあつた患者の疑いがある者、売いん常習容疑者及び性病まん延の場合の健康診断は効果的に実施されなければならないが、44年の売いん常習容疑

者に対する梅毒血清反応検査件数は4,431名であり、うち梅毒に罹患している者は618名である。

第41表 梅毒血清反応検査実施状況 昭和44年

区 分	保 健 所		代用病院・ 代用診療所		計		
	受診者	陽性者	受診者	陽性者	受診者	陽性者	陽性率
婚 姻 時 の 者	139,046	1,294	65,357	613	204,403	1,907	0.9
妊 娠 時 の 者	432,118	4,306	295,217	2,662	727,335	6,968	1.0
売 淫 常 習 容 疑 者	2,116	217	2,315	401	4,431	618	13.9

第2節 最近の麻薬犯罪

最近3年間の麻薬事犯検挙件数等は第42表のとおりであり、ここ数年来、総体的に減少の傾向にあつた違反数が45年においては再び増加した。

これは密輸関係事犯が増加すると共に、大麻の不正取引等が広域化、一般化し更に国内産大麻による事犯が多発して急増したこと。また、新たに麻薬に指定されたLSDの事犯が予想外に多く発生したためである。

従つて、密輸事犯の水際における検挙と国内における取締を一層強化する必要がある。

第42表 麻薬事犯送検件数及び人員等調

区分 年次	送 検 件 数	送 検 人 員				送検人員中		ヘロイン関係人員	LSD 関係人員	大取 麻引 の等 不正犯	密 輸 関 係 事 犯
		総 数	麻 薬 取 締 法	あ へ ん 法	大 麻 取 締 法	中 毒 者	再 犯 者				
43年	1,826	1,919	361	1,148	410	77	25	27	—	244	109
44年	1,013	1,029	239	377	413	48	25	41	—	332	141
45年	1,149	1,208	245	230	733	25	11	15	64	648	176

第4章 沖縄における売春対策の現況

沖縄における売春行為は、従来、「婦女に売淫させた者等の処罰に関する法律」（1953年8月17日 立法第35号）及び高等弁務官布令第144号（1955年5月13日）により規制されていたところであるが、昭和45年6月8日本土とはほぼ同内容の「売春防止法」が立法院にて可決、成立し、同年7月10日立法第93号をもつて公布され、同日その一部が施行され、昭和47年7月には全面施行されることとなつている。

なお、昭和45年10月1日政府内に売春防止対策本部が設置され、すでに売春防止法の周知徹底等、主として啓蒙活動が実施されている。

一方、これら沖縄における動きに併せて売春防止活動を一層推進させるため、昭和46年度予算において約5千7百万円の日政援助費を計上し援助を行なうこととしている。さらに、本土復帰をひかえているので、現在、琉球政府当局と連けいを密にし本土と一体化した売春対策の推進を図つて行くこととしている。

＜参 考＞ 売春防止法の施行

- 昭和45年7月10日施行されたもの
法の目的・定義等総則のみ（第1章）
- 昭和47年1月1日施行されるもの
婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の設置
（第4章）
- 昭和47年7月1日施行されるもの
勧誘、周旋、困惑等による売春並びに場所の提供等
に関する刑事処分（第2章）及び補導処分（第3章）
等上記以外のすべて

売春対策年表 追加

(昭和45年5月以降)

昭和45年

5月	総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁及び民間団体主唱の「売春をなくす運動」が5月24日の売春防止法制定記念日を中心に実施され、全国的に行事が展開された。
5月 9日	売春対策審議会委員が総理府総務長官に対し、沖縄視察の結果報告を行なった。
5月28日	売春対策審議会幹事会が開かれ、「沖縄における売春事情調査の報告」について、説明が行なわれた。
6月 8日	沖縄の琉球立法院は、「売春防止法」を可決、7月10日公布、施行された。但し婦人相談所、婦人相談員等の厚生保護関係の規定は、1972年1月1日、刑事規定と補導処分の規定は、同年7月1日から施行される。
6月24日	売春対策審議会委員が石川の売春対策実施状況を視察した。
7月10日	売春対策審議会総会が開催され、石川、福岡、沖縄の視察報告及び最近の売春対策の状況について検討がおこなわれた。
8月19日～20日	売春対策審議会委員が、北海道の売春対策実施状況を視察した。
8月19日～23日	関係各省からなる調査団が沖縄に派遣され「売春防止法」を円滑に施行するため、現地の実情を視察し、琉球政府に対し、今後の行政措置等に関する技術援助、指導を行なった。
11月19日	売春対策審議会幹事会が開催され、関係各省より昭和46年度売春対策関係予算、及び沖縄売春対策についての説明が行なわれた。
11月21日	売春対策審議会総会が開催され、「琉球政府に対する売春

対策技術援助指導報告書」について、質疑及び意見交換がなされた他、昭和46年度売春対策関係予算等についての説明が行なわれた。また幻覚剤LSDに対する規制の強化について審議され、総会の議決に基づき、会長より、内閣総理大臣に対し「幻覚剤LSDに対する規制の強化等についての意見書」が提出された。

昭和46年

4月 6日

売春対策審議会幹事会が開かれ「売春をなくす運動」の実施について協議した

GAa1/1

8-5-83



女性と仕事の未来館



01077771